

< 生徒心得 >

次に掲げることは、本校の生徒として最低限留意しなければならない事項です。いずれ社会の一員となる君たちに是非とも身につけて欲しいものです。心得や規則に違反した場合には、注意・指導や懲戒規定に基づき指導の対象になります。そうならないよう、一人一人が決まりを守り、充実した高校生活となるよう自らの行動に責任を持ちましょう。

- ・ 校内外を問わず、すすんで挨拶しよう。
- ・ 言葉づかい、態度は相手に失礼のないようにしよう。
- ・ 友達付き合いによってお互いの人格を磨こう。
- ・ 決められた時間を守るよう心がけよう。
- ・ 決まりごとを守り、集団の一員としての自覚を持とう。
- ・ 他者へのいたわりを心がけよう。

< 学校生活について >

1 校内生活

- (1) 授業開始のベルまでに必ず着席する。休み時間内に教室移動をすることや授業に不必要な物をカバン等にしまい授業準備を済ませておくこと。
- (2) 教室・廊下を汚さないよう心がけ、快適な学習環境を整える。
- (3) 学校の設備・備品は、大切に活用する。あやまって破損・紛失した時は、すぐに担任または担当教諭に届け出る。
- (4) 授業中は周囲の迷惑とならないよう心がけ、積極的に取り組む。
- (5) 他人の物は無断で借用しない。
- (6) 無断で校舎外にでない。また、土足をしない。
- (7) 所持品には必ず記名し、紛失しないよう保管に注意する。また、不必要な物は持ちこまない。
- (8) 頭髪のパーマ、染(脱)色、アイロン、ドライヤー等加工による自然の状態でないもの、色に変化のあるものは禁止とする。
- (9) 制服を正しく着用し、無断で改造してはならない。
- (10) ピアス、イヤリング、指輪、アクセサリや化粧は禁止する。
- (11) 授業中は携帯電話を使用しない。

2 校外生活

- (1) 高校生としてのみならず、家庭、社会の一員として、良識と責任のある行動に心がける。
- (2) 法律で未成年が禁じられている行為や、反社会的な行為は絶対にしない。(喫煙、飲酒、薬物乱用、暴力、脅迫、窃盗、万引き、器物損壊、交通違反等)
- (3) 高校生として好ましくない場所への出入りは厳禁とする。(パチンコ店、麻雀荘、主に酒類を提供する飲食店等) 尚、カラオケボックスへの出入りは、21時までとし、それ以降は保護者同伴とする。
- (4) 外出の際は、必ず保護者に用件・行き先・帰宅時刻等を告げ、遅くとも22時までに帰宅する。
- (5) アルバイトは、保護者の承諾を得て学校に届け出ること。21時までには終え、必ず22時までに帰宅する。
- (6) 校内外を問わず、常に身分証明書を携帯する。
- (7) 登下校時は制服を正しく着用する。

3 交通安全

- (1) 交通法規・マナーをよく守る。
- (2) 普通自動車免許取得に関しては、免許取得説明会に保護者同伴で出席し、許可願いを提出する。生徒指導部会で審議し、第3学年の前期成績決定後以降、自動車学校への入校を校長が許可する。
- (3) 列車通学生は、乗車マナーに留意し、他の乗客の迷惑になるような行動をしない。
- (4) 自転車通学生は、整備された自転車を使用し、学校に自転車登録願いを提出し、指定のステッカーを貼付する。また、自転車は決められた場所に施錠して駐輪する。
- (5) 自転車通学は定められた期間のみとする。

4 携帯電話等情報機器に関するモラル

携帯電話は使用方法を間違えるとトラブルや犯罪に巻き込まれる恐れがあるので使用方法や取り扱いに関してモラルやマナーに十分に配慮すること。

- (1) 授業中は携帯電話の電源を切ること。使用したり、着信音（マナーモードでの着信音も含む）が鳴った場合には指導に従うこと（机上にも置かないこと）。
- (2) メール等での誹謗中傷はしないこと。
- (3) 有害サイトへのアクセスはしないこと。
- (4) 他者の迷惑にならないように使用すること。

5 生徒の火気使用について

- (1) 生徒火気使用の心得
 - ア 暖房器具の周りを常にきれいにする。
 - イ 暖房器具は大切に扱う。
 - ウ 臨時の火気使用は、必ず担当教員に申し出をし、指導に従う。
- (2) 火災発生時の通報連絡
 - ア 発見者は速やかに教職員に通報する。
 - イ 生徒は教職員や非常放送の指示に従い、冷静かつ適切な行動をする。
 - ウ 指示を待つ余裕のない緊急時には自己の適切な判断のもと安全な場所に避難し、教職員に安全の有無を連絡する。

6 部活動等大会出場資格審査基準

- (1) 審査対象大会等
 - ア 高体連、高野連及び高文連主催の地区大会並びに全道、全国大会。
 - イ 上記以外が主催する各種大会で、校長が許可した大会。
- (2) 審査基準

次の各号に該当する場合は、原則として大会出場を認めない。但し、平素の状況を考慮する。

 - ア 評価1・2を持っている生徒
 - イ 欠課数が標準時数の10%を超えている生徒
 - ウ 特別指導中の生徒
 - エ 服装・頭髪・遅刻・早退・欠席・学習態度等、日常の基本的な生活態度が不十分なもの。
 - オ 資格審査委員において特に不適当と認められたもの。
- (3) 資格審査方法
 - ア 当該部活動顧問は所定の手続きで、対外試合参加許可願を原則として大会2週間前までに提出する。
 - イ 対外試合参加許可願を基に部員が審査基準を満たしているかを資格審査委員で計る。
 - ウ 審議にかかる生徒はその後の学校生活の改善状況を見る。
- (4) 資格審査委員

生徒指導部全員と当該顧問とする。

7 諸願・諸届

- (1) 願出・届出は主に以下のものがあるので、所定の手続きを踏むこと。

遅刻届、早退届、外出届、出停・忌引等による欠席届、異装届
下宿間借許可届
休学願、復学願、転学願、退学願
入部届、退部届、校舎使用願、対外試合出場許可願、遠征承諾書、合宿承諾書、物品購入等・支出（戻入）決定書、大会結果報告書
自転車登録願、アルバイト申入書、アルバイト許可願、普通自動車免許取得許可願
生徒旅行運賃割引証交付願、証明書交付願

- (2) 遅刻・欠席・早退するときは、あらかじめホームルーム担任へ届け出る。遅刻・欠席する場合は、速やかに電話などで連絡する。
- (3) 1週間以上にわたる病気欠席は、医師の診断書をホームルーム担任に提出する。
- (4) 早退する場合は、ホームルーム担任に早退届を提出し、許可を得て早退する。
- (5) 授業を遅刻・中抜け・早退・欠席した場合は、ホームルーム担任と教科担任に届け出る。
- (6) 放課後の校舎使用は、原則19時00分までとする。各種証明書・学割等の交付を受けようとする時は、前日までに願を提出する。
- (7) 下宿・間借りをしようとする時は、あらかじめ届を提出し、許可を受ける。（保護者の同意がない場合は、認めない）
- (8) 本人及び保護者、保証人の住所、戸籍、氏名などに変更があった時は、ただちに届け出る。